

霞北水産だより

第 5 6 号

平成31年4月1日発行

発行者

霞ヶ浦北浦水産振興協議会

土浦市真鍋5丁目17番26号

TEL 029-822-7285

(茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所内)



写真提供：霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会

目 次

この一年の話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
平成30年の霞ヶ浦北浦の漁模様・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
〈トピックス〉霞ヶ浦水産研究会の活動について・・・・・・・・	P. 8
〈トピックス〉第17回世界湖沼会議への参加・・・・・・・・	P. 9
コイ業界の革命！霞ヶ浦北浦の新たな挑戦！・・・・・・・・	P. 10
水産物における放射性物質の検査結果等について・・・・・・・・	P. 11
食品表示法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
〈トピックス〉霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会・茨城県海面利用協議会・・・・・・・・	P. 13
霞ヶ浦北浦における春季の強風が網いけすに及ぼす影響について・・・・・・・・	P. 14
〈トピックス〉霞ヶ浦北浦の釣りのルール講習会・・・・・・・・	P. 15
湖上での安全操業推進に関する最近の話題について・・・・・・・・	P. 16
お知らせ・令和元(平成31)年度 漁業権の切替と知事許可漁業の一斉更新について・・・	P. 17
受賞おめでとうございます！！～平成30年度茨城県水産製品品評会～・・・・・・・・	P. 18
お知らせ・令和元(平成31)年度 茨城県水産機関担当者一覧・・・・・・・・	P. 20

霞ヶ浦北浦の水産業 この一年の話題

平成30年4月～平成31年3月の話題から

30/6/27

霞ヶ浦北浦水産振興協議会
第61回総会

6月27日に霞ヶ浦ふれあいランド水の科学館にて、当協議会の平成30年度第61回通常総会が開催されました。土浦市長の中川会長が議事進行を務め、全ての議案が承認されました。

また、県からは、ワカサギの人工ふ化技術向上試験や、味に関わる成分の季節変化について情報提供がありました。



30/7/21

ワカサギ漁解禁

7月21日、霞ヶ浦北浦においてワカサギ漁が解禁となり、178隻（霞ヶ浦140隻、北浦38隻）が出漁しました。

解禁日における一隻あたりの水揚量は霞ヶ浦では平均81.9kg（前年43.2kg）、北浦では平均25.4kg（前年13.8kg）となり、前年を大きく上回りました。魚体の全長は霞ヶ浦では6.7cm、北浦では6.8cmとなり、ともに前年と同程度でした。

さらに同日、道の駅たまつくりにおいて『わかさぎ解禁市』が開催され、盛況となりました。



30/8/29～31

海洋高校水産クラブの
霞ヶ浦漁業・水産業体験合宿

8月29日～31日に、かすみがうら市、霞ヶ浦漁協、霞ヶ浦北浦水産加工協の協力を受け、茨城県立海洋高校水産クラブ（生徒10名・引率教員4名）の霞ヶ浦漁業・水産業体験合宿が行われました。

参加した生徒は、初日、「霞ヶ浦の水産業」と「霞ヶ浦の伝統漁法と魚食文化」について講義を受けました。

また、2日目には、早朝から、わかさぎ・しらうおひき網漁船に乗船して、ワカサギやシラウオの水揚げ・選別・水産加工場への搬入など一連の作業を体験させてもらいました。

これを契機に霞ヶ浦北浦地区での新規就漁者対策の切っ掛けになることを願っています。

なお、当協議会では、合宿に参加した生徒にパンフレットを提供するなどして、支援しました。



30/10/3

霞ヶ浦・麻生漁協による
合同視察研修会

10月3日に霞ヶ浦漁協、麻生漁協の組

合員が沿岸漁業での鮮度管理技術や漁業PR活動の事例調査などを目的として、大津漁協の衛生管理型市場施設やシラスの競り、シラス体験漁業の視察を行いました。大津漁協の職員や漁業者からの「船上での鮮度管理が漁獲物の単価を左右する」「体験漁業により県外にもPR効果がある」といった説明に、熱心に耳を傾けていました。

視察後には、「セリの最中に加工業者がシラスがよく冷えているか確認していたのが印象的だった。霞ヶ浦でも鮮度管理をさらに徹底していきたい」「体験漁業が知名度向上にも繋がることがわかった。霞ヶ浦もどんどんPRをして盛り上げたい」などの感想が聞かれました。



30/10/4

水産業体験教室

10月4日に玉造小学校の5年生（115名）を対象とした水産教室が行方市玉造地区において開催されました。霞ヶ浦漁協の漁船に小学生が分乗し、乗船体験、漁業及び帆引き船の見学が行われました。

乗船後には、シラウオなどの漁獲物を用いて、タッチプールなどの体験学習が行われたほか、霞ヶ浦の水産物として「ワカサギの唐揚げ」、「シラウオのかき揚げ」、「シラウオの煮干し」が提供され、参加者全員での試食が行われました。



30/10/15~19

第17回世界湖沼会議

10月15～19日に本県で2回目となる世界湖沼会議が開催されました。テーマは「人と湖の共生ー持続可能な生態系サービスを目指してー」であり、ワカサギやシラウオ、エビ、コイなど豊かな湖の恵みを提供する当地区水産業を「供給サービス」の代表的産業として積極的にPRしました。また、本会議のみならずプレ会場などでも漁業者代表による事例発表やイベントに参加し、水産業を大いにアピールして、同会議の成功に大きく貢献しました。



30/10/31

水産業体験教室

10月31日に北浦小学校の5年生（52名）を対象とした水産教室が行方市白浜地区において開催されました。きたうら広域漁協の協力の下、トロール漁業乗船体験及びウナギの放流体験が行われました。

乗船後には、漁獲物を用いて、タッチプールなどの体験学習が行われたほか、北浦の水産物として「ワカサギの唐揚げ」、「エビのかき揚げ」、「コイの唐揚げ」が提供されました。



30/11/26

霞ヶ浦北浦水産加工品PRのための副知事表敬訪問

11月26日に県庁にて、宇野副知事面会に

よる霞ヶ浦北浦産水産加工品のPRが行われました。霞ヶ浦北浦水産加工協の代表者がワカサギなどの伝統的な水産加工品や、新たなコンセプトで開発している新商品等を紹介し、県と共にPRを推進して産業振興を図っていききたいとの思いを副知事に伝えました。



30/11/28

霞ヶ浦北浦水産振興協議会 担当者会議

11月28日に霞ヶ浦ふれあいランド水の科学館にて、当協議会の担当者会議が開催されました。

県からは漁業担い手の現況と対策を調査したアンケート結果が報告されたほか、霞ヶ浦漁協からは、大津漁協の視察結果について発表が行われました。



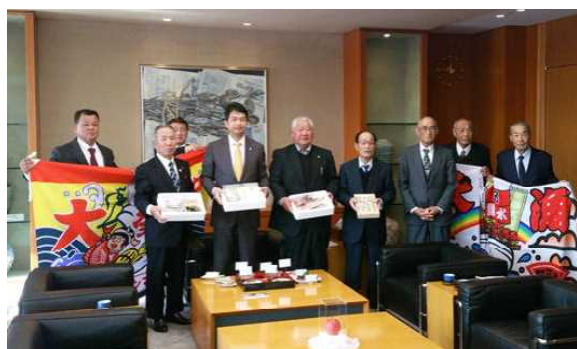
30/12/15

漁業者代表による知事表敬訪問

12月15日に霞ヶ浦北浦4漁協の代表者が大井川知事を訪問し、今季の漁模様や販売・資源保護対策などに関する報告と併せ、寒曳きワカサギ・シラウオや養殖コイなどを使用した漁師料理を紹介し、好漁が続いていることや、鮮度の良い魚の水揚げに尽力していることなどが報告されると、知事

からは「大変良い知らせ。これからも霞ヶ浦をもっと良い環境にしていきたい」とのコメントがありました。

また、ずらりと並べられた新鮮なワカサギやシラウオ、新商品の「コイ凍結真空パック」を前に、数々の漁師料理の試食を交えながら歓談が行われ、シラウオの塩辛や松前漬け、焼きワカサギについては「どれも美味しい。特にシラウオは高級感があっていいね」、コイにぎり寿司やコイバーグには「とても川魚とは思えない。イメージが変わった」などの感想が述べられ、「まさに『湖の恵み』ですね」と霞ヶ浦北浦産水産物の認識を新たにされた様子でした。



31/1

漁業者による 湖岸パトロール活動

平成31年1月に漁業者による湖岸パトロール活動が行われました。産卵期のワカサギを保護するため、茨城県では1月21日～2月末日までの間、採捕が禁止されていることなどが、湖岸で釣りを楽しむ遊漁者に周知されました。

31/1～3

ワカサギ人工ふ化放流事業

霞ヶ浦漁協（9支部）では、1月12日から2月16日にかけて、ワカサギの人工ふ化放流事業が行われ、約1億9,700万粒が採卵されました。

きたうら広域漁協（2支部）では、1月23日から3月1日にかけて行われ、約9,600万粒が採卵されました。

麻生漁協では、1月28日から2月1日にかけて行われ、約3,500万粒が採卵されました。

平成30年（7月～12月）

霞ヶ浦北浦の漁模様

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課

1. 霞ヶ浦 ～水産加工業者4社の魚種別水揚げ状況～

（1）ワカサギ

平成30年のワカサギ漁は、7月の1日1隻あたりの平均水揚げ量は67kg/隻日で、昨年（平成29年：26kg/隻日）より増加しました。（図1）

8月以降の平均水揚げ量についても8月が49kg/隻日、9月が65kg/隻日、10月が24kg/隻日、11月が14kg/隻日、12月が20kg/隻日となり、昨年（平成29年：8月が16kg/隻日、9月が15kg/隻日、10月が17kg/隻日、11月が13kg/隻日、12月が9kg/隻日）より増加して推移しました。（図1）

合計水揚げ量は60トンとなり、昨年（平成29年：36トン）を上回りました。（図2）

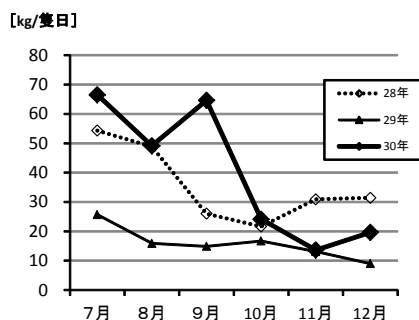


図1 ワカサギ平均水揚げ量

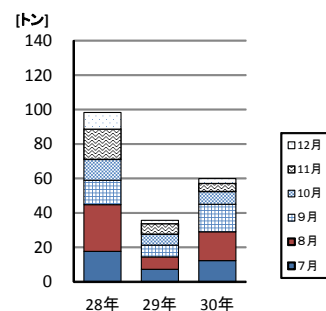


図2 水揚げ量(参考)

（2）シラウオ

平成30年のシラウオ漁は、7月の1日1隻あたりの平均水揚げ量は3kg/隻日で、昨年（平成29年：36kg/隻日）より減少しました。（図3）

8月以降の平均水揚げ量については、8月が12kg/隻日、9月が15kg/隻日、10月が100kg/隻日、11月が85kg/隻日、12月が67kg/隻日となり、昨年（平成29年：8月が32kg/隻日、9月が63kg/隻日、10月が58kg/隻日、11月が116kg/隻日、12月が70kg/隻日）より減少して推移しました。（図3）

合計水揚げ量は52トンとなり、昨年（平成29年：94トン）を下回りました。（図4）

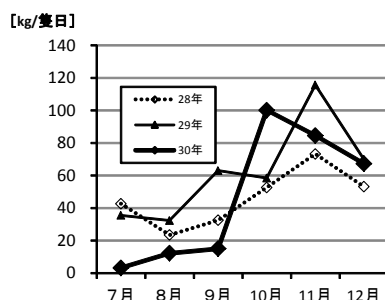


図3 シラウオ平均水揚げ量

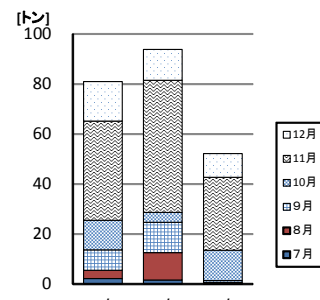


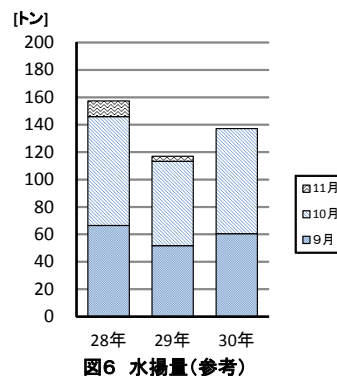
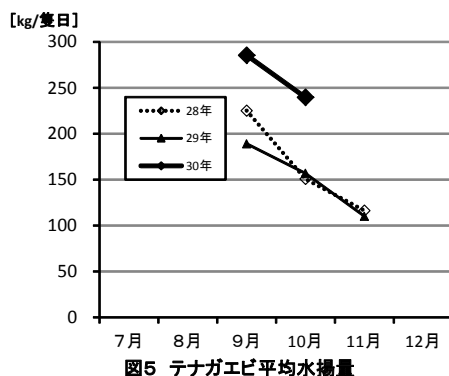
図4 水揚げ量(参考)

(3) テナガエビ

平成30年のエビ漁は、9月以降水揚げがあり、9月の1日1隻あたりの平均水揚げ量は285kg/隻日で昨年（平成29年：189kg/隻日）より増加しました。（図5）

10月の平均水揚げ量は240kg/隻日で、昨年（平成29年：157kg/隻日）より増加しました。（図5）

合計水揚げ量は、137トンとなり、昨年（平成29年：117トン）を上回りました。（図6）



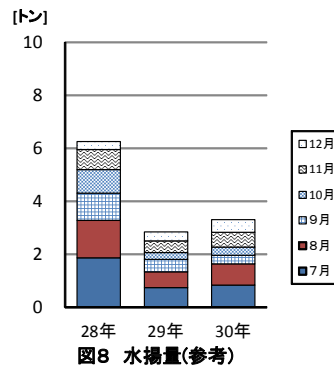
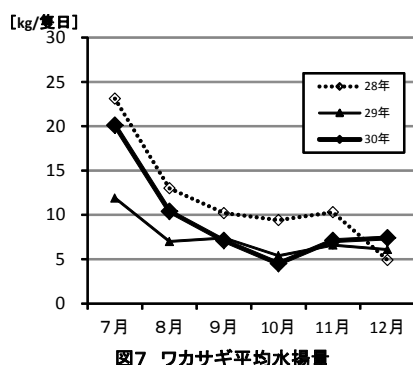
2. 北浦 ～水産加工業者3社の魚種別水揚げ状況～

(1) ワカサギ

平成30年のワカサギ漁は、7月の1日1隻あたりの平均水揚げ量は20kg/隻日で、昨年（29年：12kg/隻日）より増加しました。（図7）

8月以降の平均水揚げ量についても8月が10kg/隻日、9月が7kg/隻日、10月が5kg/隻日、11月が7kg/隻日、12月が7kg/隻日となり、昨年（平成29年：8月が7kg/隻日、9月が7kg/隻日、10月が5kg/隻日、11月が7kg/隻日、12月が6kg/隻日）よりやや増加して推移しました。（図7）

合計水揚げ量は3トンとなり、昨年（平成29年：3トン）と同程度でした。（図8）



(2) シラウオ

平成30年のシラウオ漁は、7月の1日1隻あたりの平均水揚げ量は8kg/隻日で、昨年（平成29年：9kg/隻日）より減少しました。（図9）

8月以降の平均水揚げ量については、8月が7kg/隻日、9月が8kg/隻日、10月

が 8 kg/隻日, 11月が 9 kg/隻日, 12月が17kg/隻日となり, 昨年 (平成29年: 8 月
が 5 kg/隻日, 9 月が11kg/隻日, 10月が13kg/隻日, 11月が23kg/隻日, 12月が30
kg/隻日) より減少して推移しました。(図 9)

合計水揚量は, 3 トンとなり, 昨年 (平成29年: 4 トン) を下回りました。(図
10)

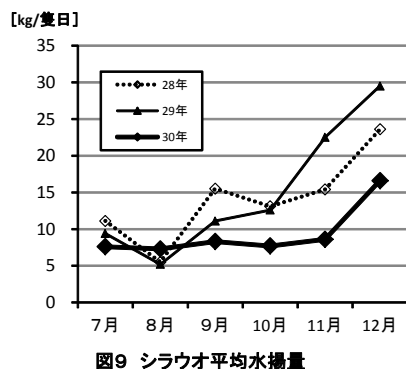


図9 シラオ平均水揚量

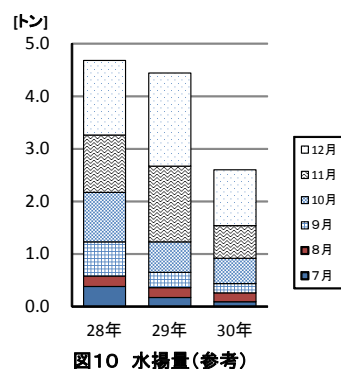


図10 水揚量(参考)

(3) テナガエビ

平成30年のエビ漁は, 9 月以降水揚げがあり, 9月の1日1隻あたりの平均水
揚量は143kg/隻日で, 昨年 (平成29年: 142kg/隻日) より増加しました。(図11)

10月の平均水揚量は85kg/隻日で, 昨年 (平成29年: 115kg/隻日) より減少しま
した。(図11)

合計水揚量は, 5 トンとなり, 昨年 (平成29年: 9 トン) を下回りました。(図
12)

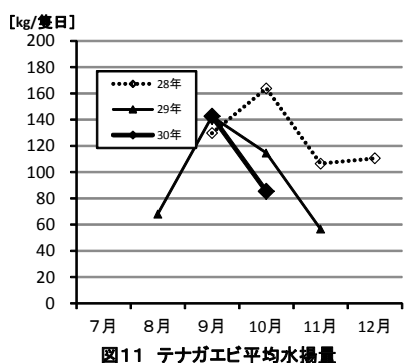


図11 テナガエビ平均水揚量

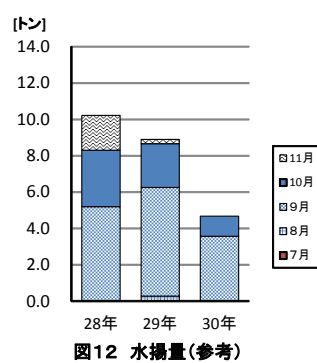


図12 水揚量(参考)

＜トピックス＞

霞ヶ浦水産研究会の活動について ～ワカサギ人工ふ化における水槽内自然産卵法施設の導入～

霞ヶ浦漁業協同組合・霞ヶ浦水産研究会では、現行のワカサギ人工ふ化事業で実施されている「手搾りによるシュロ杵方式」の省力化・効率化に向けた改良を図るため、他県で導入が進められている「水槽内自然産卵法（以下、自然産卵法）」について、先進地の視察調査や霞ヶ浦への同法導入の検討・推進に取り組みました。

○鳴沢湖・桧原湖におけるワカサギ人工ふ化施設視察調査

平成30年4月に群馬県・鳴沢湖（高崎市）、及び福島県・桧原湖（桧原漁協）を訪問し、自然産卵法の設備や実施方法、成果等に関する情報等を収集し、霞ヶ浦への導入についての検討が行われ、推進していくこととなりました。



○自然産卵法施設の導入と採卵事業の実施

研究会における検討結果を踏まえ、霞ヶ浦漁協敷地内に自然産卵法の施設が、（一社）日本釣用品工業会からの助成を受け、年内に整備されました。

年明けの1月には、さっそく研究会が中心となって自然産卵法によるワカサギの採卵作業が行われ、2基の自然産卵用水槽を用いて、延べ26回の採卵作業により、約28.7kg（約5,200万粒）のワカサギ卵を得ることに成功しました。ワカサギ卵は、シュロ杵やキンランに付着させて湖内放流され、一部は県内外の河川や湖沼へも提供されました。



霞ヶ浦水産研究会では、今後とも自然産卵法の効率的な運用方法を検討をし、作業の省力化・効率化に向けて取り組んでいくこととしています。

<トピックス>

第17回世界湖沼会議への参加 ～霞ヶ浦北浦水産業のPR～

水産事務所では、平成30年10月、本県で第2回目となる「第17回世界湖沼会議」に参加し、ポスター発表を行って当地区水産業のPRや理解促進を図るとともに、漁業者代表による事例発表の支援を行いました。

霞ヶ浦北浦等の水産業 Marine Product Processing in Lake Kasumigaura, Lake Kitaura and other lakes

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
Kasumigaura and Kitaura Fishery Office, Ibaraki Prefectural Government

霞ヶ浦の水産物は、ワカサギやシラウオ、ナナゴなど多くの魚介類が漁獲され、鮮魚や食料品として加工されています。古くから水産品として親しまれており、ここでは「霞ヶ浦水産物」を指し、「定置網漁業」といって、多種多様な漁業が行われています。また、湖内には多くの島があり、その島々には豊かな自然環境があり、水産物の生産に貢献しています。

Lake Kasumigaura and Lake Kitaura are home to many types of fish and shellfish such as pond smelt, Japanese eel, and river carp. These fish are used to produce products such as preserved fish (pickled in soy sauce or dried fish) and have been popular as local specialty products since long ago. A wide variety of fishing methods are used including boat fishing, set-net fishing and gillnet fishing. Furthermore, not cages in the lakes allow for the cultivation of fish such as carp. In this way, the rich resources of Lake Kasumigaura and Lake Kitaura contribute greatly to our marine product industry.

漁獲から加工まで
From Fresh Fish to Final Product

加工品 (Processed Products)
出港 (Leave Port)
操業 (Fishing)
水揚げ (Unloading)
選別 (Sorting)
鮮魚 (Fresh Fish)
搬入 (Transport)
加工 (Food processing)

主な水産物 Main Marine Products

ワカサギ (Pond Smelt), シラウオ (Icefish), ナナゴ (River Eel), コロ (ハダチ) (Coby), コイ (Carp)

加工品と料理 Processed Products and Dishes

漬けたワカサギ (Pickled Smelt), シラウオの天ぷら (Icefish Tempura), コロの天ぷら (Coby Tempura), コロの煮物 (Coby Stew), コイの煮物 (Carp Stew)

湖沼の水産業 Fishing Industry in Lake Hinuma

湖沼の水産業は、湖沼の豊かな自然環境を背景に、水産物の生産と加工を行っています。また、湖沼の水産業は、湖沼の豊かな自然環境を背景に、水産物の生産と加工を行っています。

第17回世界湖沼会議 (Ibaraki 2018)
17th World Lake Conference in Lake Kasumigaura, Ibaraki 2018

お問い合わせ：茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
Tel. 029-422-7285
Email kasu@pref.ibaraki.jp

霞ヶ浦北浦における水産資源保護と漁場改善の取り組み Measures for the Conservation of Marine Resources and Fishing Ground Improvement in Lake Kasumigaura and Lake Kitaura

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
Kasumigaura and Kitaura Fishery Office, Ibaraki Prefectural Government

漁業は食料を供給するだけでなく、魚類に食われる害獣や害鳥の駆除などにも貢献しています。このため、水産資源の保護と漁場の改善に取り組むことにより、持続可能な漁業の発展に貢献しています。

The fishing industry not only provides fish and shellfish as food products but also contributes to improving water quality and the benefits of the lakes for the future. Through conserving marine resources and improving fishing grounds, we are working towards maintaining the benefits of the lakes for the future.

水産資源の保護の取り組み事例
Examples of Conserving Marine Resources

水産資源の適切な管理
Effective Management of Marine Resources

霞ヶ浦北浦における漁業の持続性、発展のため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。

- 漁業の持続性や発展のため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。
- 漁業の持続性や発展のため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。
- 漁業の持続性や発展のため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。

水産資源の増進 (ワカサギ・ワナギ)
Increasing Resources (pond smelt, eel)

水産資源の増進を図るため、以下の取り組みを行っています。

- ワカサギの増進を図るため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。
- ワナギの増進を図るため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。

漁場改善の取り組み事例
Examples of Fishing Ground Improvements

漁業活動による環境負荷削減
Reducing Environmental Pressure through Fishing Activity

漁業活動による環境負荷削減を図るため、漁業者及び関係機関は、水産資源の適切な管理に取り組んでいます。

水生植物帯 (ヨシ帯) の造成・保全
Creation and Maintenance of an Aquatic Plant (reed) Border

水生植物帯 (ヨシ帯) は水産物の産卵や水質の浄化に効果的であり、漁業者及び関係機関は、水生植物帯の造成・保全に取り組んでいます。

持続可能な生態系サービスの享受をめざして
Aiming for Sustainable Ecosystem Services

私たちは持続可能な生態系サービスの享受をめざして、水産資源の保護と漁場の改善に取り組んでいます。

第17回世界湖沼会議 (Ibaraki 2018)
17th World Lake Conference in Lake Kasumigaura, Ibaraki 2018

お問い合わせ：茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
Tel. 029-422-7285
Email kasu@pref.ibaraki.jp

【説明】古くから霞ヶ浦ではワカサギ、シラウオ、川エビなどを対象とした漁業が盛んに行われ、漁業者は『霞ヶ浦からの恵み』と共に暮らしてきました。一方で霞ヶ浦は様々な社会活動を支えるための水源地としてその姿を大きく変え、魚介類の生息場所となる水生植物帯の減少など漁場環境も大きく変化したことにより、漁業を安定して経営していくことが厳しくなっています。そこで、今ある環境の中で漁業を継続し、霞ヶ浦の恵みを次世代に引き継いでいけるよう、私たち漁業者は資源状況に応じた操業時間などのルールを決め、資源の適切な利用に努めています。また、霞ヶ浦の代表魚であるワカサギを増やすための人工ふ化事業や、水生植物帯の保全活動など漁場環境の改善にも取り組んでいます。これからも霞ヶ浦の恵みが将来にわたり持続しその美味しさを皆さんに届けることができるよう努めていきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。(霞ヶ浦セッション抄録より)

コイ業界の革命！霞ヶ浦北浦の新たな挑戦！

～『凍結コイフィレ』の販売がスタートしました～

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課

◆もっと「手軽に」日本一のコイを食べてもらいたい

生産量日本一を誇る霞ヶ浦北浦のコイは、全国各地へ出荷されており、その多くは「活魚出荷（生きた魚）」によるものです。しかし、出荷先の飲食店で「活かしておく水槽」や「さばく技術」が必要であるなど、取り扱いが難しく、消費低迷の一因となっています。

そこで養殖生産者が自らが課題を解決するため「使いやすいコイづくり」に挑戦し、“コイ食”の消費拡大を図る取り組みとして、従来の慣習を覆す「凍結コイフィレ」を開発しました。さらに平成30年度からは、霞ヶ浦漁業協同組合において同製品の販売がスタートしました。



◆『凍結コイフィレ』の大きな特徴（いつでも、だれでも、簡単に！）

- ① 清水で十分にメた活コイをさばいて直ちに真空包装し、急速凍結しているのので、高鮮度のまま長期保存が可能です。このことにより、必要な分だけ保管できて、必要な分だけ解凍し、すぐに使用することができます。
- ② 切り身（フィレ）なので、1パックの分量を調整することにより、製品のすべてを使い切ることができます。（※半解凍での「骨切り」は不慣れな方でも簡単！コイ特有の小骨も気にならなくなり食べやすくなるのでお勧めです。）



実際に使用している県内飲食店からは「高品質で鮮度が良い」「抜群に美味しい」「とても使いやすい」と評価されています。

◆『茨城を食べよう』にも記事が掲載されてます！

“おいしい茨城の食の魅力”を紹介する県のポータルサイト「茨城を食べよう」で特集記事が掲載されてますので、ぜひご覧下さい。



いばたべ コイ革命

SEARCH

購入・お問い合わせ・・・霞ヶ浦漁業協同組合（0299-55-0057）

水産物における放射性物質の検査結果等について (平成31年4月1日現在)

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 指導課

1 国による出荷制限指示

霞ヶ浦北浦地区において、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されているのは天然アメリカナマズのみです。

品目名	水域	指示日
天然アメリカナマズ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	平成24年4月17日

※ 同地区における天然ギンブナ及び天然ウナギの出荷制限は、解除されています。

2 検査結果

品目名		採取 水域	平成30年度検査結果 (採取日, Bq/kg)					平成29年度検査結果 (Bq/kg)			
			検体数	平均	最大		最小	検体数	平均	最大	最小
天 然	アメリカナマズ ※1	西浦	19	38	60	(8/30)	27	10	33	47	15
		北浦	6	36	50	(6/21)	23	5	37	49	26
		恋瀬川	6	38	47	(8/30)	34				
		桜川	4	27	39	(10/4)	21				
		城下川	3	38	52	(10/18)	31				
		小野川	2	47	50	(7/26)	44				
		新利根川	1	23	23	(11/29)	23				
	ウナギ	西浦						1	29	29	29
		北浦						3	21	24	17
		河川									
	ギンブナ	西浦						5	19	25	15
		北浦						1	23	23	23
	ゲンゴロウブナ	西浦	1	15	15	(11/29)	15	1	9.0	9.0	9.0
		北浦									
	ワカサギ	西浦	6	11	14	(7/5)	7.0	14	15	21	11
		北浦	4	12	15	(7/12)	8.1	7	13	13	6.0
	シラウオ	西浦	2	ND	ND	(11/29)	ND	5	9.0	8.3	ND
		北浦	1	9.7	9.7	(7/12)	9.7	4	10	14	7.8
	ヌマチチブ	西浦						1	ND	ND	ND
		北浦	1	6.5	6.5	(7/31)	6.5	1	4.8	4.8	4.8
	ヨシノボリ	西浦						1	11	11	11
		北浦									
	ウキゴリ	西浦						1	13	13	13
		北浦									
	テナガエビ	西浦	4	6.0	8.2	(8/29)	4.2	4	8.6	12	5.4
		北浦						1	8.4	8.4	8.4
	イサザアミ	西浦						2	7.4	7.4	7.4
		北浦									
養 殖	アメリカナマズ	西浦	4	4.1	4.9	(12/20)	ND	4	2.9	6.6	ND
	コイ	西浦	4	2.4	2.8	(9/27)	ND	4	ND	ND	ND
		北浦	4	4.3	10	(3/28)	ND	4	ND	ND	ND
	ギンブナ	西浦									
	ゲンゴロウブナ	西浦	1	5.3	5.3	(9/27)	5.3	1	5.6	5.6	5.6

※1 国による出荷制限魚種

注) ND: 検出限界値未満
北浦: 外浪逆浦を含む

食品表示法の概要

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 指導課

平成27年4月1日食品表示法が施行され、事業者にも消費者にも分かりやすい表示をすることとなりました。大きな変更点としては以下の4つが挙げられます。

1. 栄養成分表示の義務化（令和2年4月1日～）

一般用の加工食品と一般用の添加物には「熱量」「タンパク質」「脂質」「炭水化物」「ナトリウム（食塩相当量）」の5成分の表示が義務化されました。

※消費税法に規定する小規模事業者（課税売上が1,000万円以下の事業者）などは、栄養成分の表示が免除されるケースもあります。

対象となる栄養成分等		加工食品		生鮮食品		添加物	
		一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
栄養成分表示をする場合、必ず表示しなければならない「基本5項目」	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量で表示）	義務	任意	任意	任意	義務	任意
「基本5項目」以外で食品表示基準に規定する栄養成分	飽和脂肪酸、食物繊維	推奨（任意）	任意	任意	任意	任意	任意
	n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質、糖類、ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類	任意					

- ・義務表示：栄養成分表示をする場合に必ず表示しなければならない5つの項目
- ・推奨表示：義務表示ではないが、積極的に表示を推進するよう努めなければならない項目
- ・任意表示：義務表示対象成分以外の表示対象となる項目

2. アレルギー表示の変更

アレルギーの表示は原材料名の各々に個別に表記する「個別表示」が原則となり、例外的に全てのアレルゲンを表示する「一括表示」が可能となります。

3. 「機能性表示食品制度」の新設

特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することができる「機能性表示食品」制度が新設されました。安全性や機能性を科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示するもので、消費者庁への届出が必要です。

4. 全ての加工食品（輸入品を除く）に原料原産地の表示（令和4年4月1日～）

平成29年9月1日に、食品表示法に基づく食品表示基準が改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要となりました。

詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。

【消費者庁ホームページ http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling】

<トピックス>

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会・茨城県海面利用協議会

◆第21期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

第21期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会は、平成30年度に4月20日の第516回委員会から3月5日の第524回委員会の計9回開催され、霞ヶ浦北浦における漁業調整についての協議及び水産振興についての意見交換が行われました。

なお、木川宗次会長が10月9日に逝去されたことを受けて11月21日に実施された補欠選挙で当選された木川宗一氏が新たに委員に加わり、第521回委員会において委員の互選により、会長に鈴木幸雄委員、会長代理に栗又勝委員が選出されました。

第21期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員（議席順）

公 選 委 員	◎ 鈴木 幸雄
公 選 委 員	○ 栗又 勝
公 選 委 員	大崎 匠
学識経験委員	高島 葉二
学識経験委員	薄井 征記
公 選 委 員	樽見 軍司
公益代表委員	鈴木 周也
学識経験委員	海老澤武美
公 選 委 員	戸島 武男
公 選 委 員	木川 宗一

◎=会長、○=会長代理



◆第13期茨城県海面利用協議会

第13期茨城県海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会は、平成30年度は12月5日に初会議と併せて開催され、霞ヶ浦北浦における湖面利用に関する課題対応や漁業と遊漁等の現状などについて協議が行われました。

部会内の話題提供で、漁業関係の委員からの「漁具にルアーが入網して困っている」という意見に対して、遊漁関係の委員から「自分たちが回収します」という意向が示され、平成31年2月からルアー回収事業が開始されました。現在、霞ヶ浦北浦の各漁協にルアー回収ボックスが設置されています。

第13期茨城県海面利用協議会委員霞ヶ浦北浦海区部会

学 識 経 験	◎ 櫻井 昭司
遊 漁 関 係	○ 吉田 幸二
遊 漁 関 係	荒井 淳一
漁 業 関 係	伊藤 義男
漁 業 関 係	小原 一八
海洋性レク関係	加国 久雄
学 識 経 験	平山 信一

◎=部会長、○=部会長代理



霞ヶ浦北浦における春季の強風が網いけすに及ぼす影響について

茨城県水産試験場内水面支場 増養殖部

霞ヶ浦北浦で網いけすを用い営まれるコイ養殖業は全国第1位の生産量を誇っています（平成30年，1,063トン，国内シェア36.3%）。近年，湖内網いけす養殖施設において，春季の養殖魚の生残率低下が目立つようになってきており，その原因について調査したところ，①春季に強風が吹き，②波浪で網いけすが振られ収容魚が傷つき減耗していることがわかってきましたのでご紹介します。

1. 2000～2009年と2010～2018年の気象データの比較

2000年代（10年間）と2010年代（9年間）の3～6月における各月平均風速（m/s）を比較した結果を図1に示します。月平均風速が2000年代に比べ2010年代で強くなっていることがわかり，湖内における養殖飼育環境が変動していることがわかりました。また，最多風向の変動を調べた結果，2000年代では東北東の風が多く，2010年代では北東～北北東の風が多くみられました。

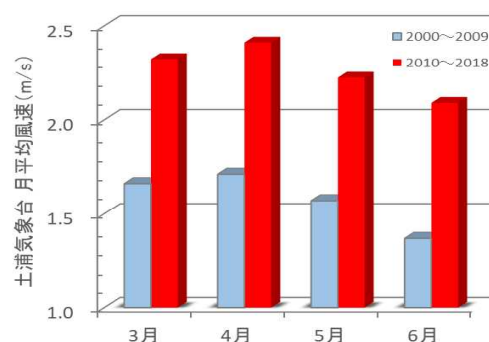


図1 春季における月平均風速の比較

2. 強風による網いけすへの影響

近年の強風発生頻度の増加から，養殖用網いけすがどのような影響を受けているのか流速計や波高計を網いけすに設置し，調査を行いました（図2）。この結果，強風（10 m/s，10分間あたりの最大風速）にともない発生する波浪の影響で，網いけすが数秒間隔で振られ，その収容体積は瞬時的に35%程度にまで減少することがわかりました。これを要因に特に100g以下の小型魚が傷つき減耗していることが示唆されました。

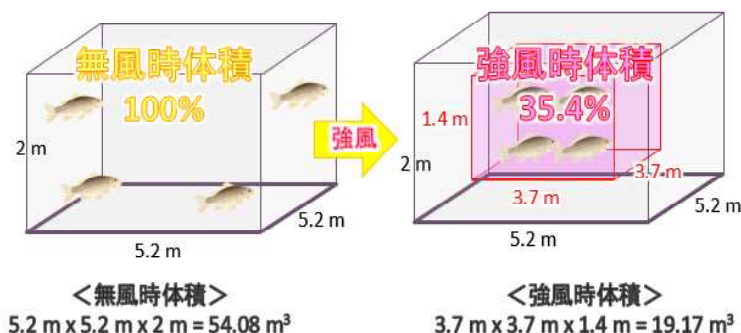


図2 強風にともなう網いけす収容体積の変動

3. 強風に対する網いけす養殖対策について

これら調査結果を基に，①収容密度を下げ100g以上の個体を飼育すること，②施設の保守点検頻度を増やすこと，③水温が上昇する日中の給餌を控え，消化に使うエネルギーを体力回復に使わせること等が対策として考えられます。自然環境変動に順応することは困難なことです，水産試験場内水面支場では養殖生産の一助となる知見収集を進めていきます。当支場ホームページでは各種情報を公開しておりますのでご参照ください。

【内水面支場ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/naisuishi/index.html>】

<トピックス>

霞ヶ浦北浦の釣りのルール講習会～マナーを守って楽しく安全に～

(茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課)

平成30年5月24日に、県・漁業者・遊漁関係者が集まり、霞ヶ浦北浦の漁業制度と漁具漁法についての講習会が開催されました。

霞ヶ浦北浦では、漁業だけでなく釣りなどの遊漁が盛んに行われていることから、遊漁者と漁業者との間には様々なトラブルが生じています。この講習会では、県（霞ヶ浦北浦水産事務所）から、霞ヶ浦北浦でどのように漁業が操業されているのか、どのようなルールがあるのかについての説明や、実際に起こったトラブル事例とその防止方法について紹介しました。



その後の意見交換（フリーディスカッション）では、遊漁者からも意見や要望の発言があり、漁業・遊漁、双方の理解を深めることができました。

○漁業者からの主な意見

- ・ボートの航行速度が非常に速い。危険なので減速してほしい。
- ・もし、漁具を破損させてしまった場合には漁業者や漁協に連絡してほしい。

○遊漁者からの主な意見

- ・漁具の設置箇所について遊漁者が認識するのは難しい。
- ⇒（県回答）まずは湖面に漁具を示す目印があることを理解していただきたい。



ルールやマナーをまとめたパンフレット

参加者からは「有意義な話し合いができた」、「身近なことから取り組み、霞ヶ浦北浦をより良い場所にしたい」などの感想が聞かれました。

なお、講習会の様子は、霞ヶ浦北浦水産事務所のホームページをはじめ、釣具店のホームページ、ブログなどに取り上げられ、講習会に参加できなかった方にも情報が提供されました。

本講習会は平成29年に始まり、今回で3回目となりますが、講習会の参加者は毎回増えており、また、最近ではバス釣り大会のルールに漁具破損時の対応が追加されるなど、遊漁関係者の漁業への理解が深まっています。今後もより広くルールやマナーが周知されることを期待し、本講習会を続けていく予定です。

霞ヶ浦北浦の釣りのルールとマナーについては県ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/kasui/contents/ruleandmanner.html>) に載せております。上記パンフレットもこちらからダウンロードできますのでご利用ください。

湖上での安全操業推進に関する最近の話題について

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1 『茨城県水上安全条例』の一部改正・施行

令和元年7月1日より、茨城県水上安全条例（昭和48年制定）が一部改正・施行されます。これにより、小型船舶での酒気帯び操縦が取締対象となる等、湖上での危険防止と水上交通の安全性の一層の向上が期待されます。

【主な改正点】

(1) 酒気帯び操縦の禁止

酒酔い操縦だけではなく、道路交通法と同様、酒気帯び操縦について禁止した上で、呼気検査についても規定されました。

(2) 警察官の指示等

条例で定めた遵守事項に違反しているか明らかにするために警察官が行う質問権限について定められました。

(3) 小型船舶操縦者の遵守事項

バナナボートや水上スキー等、小型船舶によって牽引される側への救命胴衣着用など、事故防止のための事項が定められました。

(4) 罰則の引き上げ

酒酔い・酒気帯び操縦や人が多数泳いでいる場所での急転回など、危険行為に対する罰則が引き上げられました（酒酔い操縦の場合は最高で50万円以下の罰金額）。

「茨城県水上安全条例」の一部改正
平成31年7月1日施行

条例の目的
「茨城県水上安全条例」は、水面上における危険を防止するとともに、水上交通の安全と円滑を図ることを目的として、昭和48年に制定された条例です。（平成4年に一部改正）

改正の趣旨
近江、市内の河川、湖沼において、水上オートバイで二輪ボート等を走行する者が暴走走行を行ったり、燃焼を帯びた状態で陸地を走行するなどの危険な行為が頻発され、死傷事故も発生しています。
今般実施される条例改正では、酒酔いや酒気帯び操縦に付いて、ボート及び二輪ボートに付いては、これら危険な行為に対する罰則が強化されています。また、暴走や急転回等に対する罰則も強化されています。これらにより、湖上での危険防止と水上交通の安全性の一層の向上が期待されます。条例が実施されることにより、条例の目的である水上の危険の防止と水上交通の安全とが実現するものと見られます。

改正点

1 小型船舶の操縦者の遵守事項（第4条の2） ※罰則変更
水上オートバイなどの小型船舶で人を乗せた二輪ボート等を走行し、事故を防止するべきことが定められています。
(1) 酒酔いや酒気帯び状態にある者が、二輪ボート等を走行することの禁止（二輪ボートの状態を把握するため必要事項を記載すること）
(2) 二輪ボート等を走行する際に、二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること。
(3) 二輪ボート等に乗る者が、二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること。

2 警察官の指示等（第6条） ※規定変更
条例で定められた事項に違反しているか、警察官が指示する事項を遵守する必要があること、違反を助長する行為を禁止する規定が追加されたこと、罰則が規定されました。

3 酒気帯び操縦の禁止（第7条） ※罰則変更
酒酔いや酒気帯び状態にある者が、二輪ボート等を走行することの禁止が追加されました。
なお、酒気帯び検査を受ける場合、二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること。
呼気1リットルにつき、0.3ミリグラムです。

4 危険防止の措置（第7条の2） ※罰則変更
酒気帯び状態にある者が、二輪ボート等を走行することの禁止が追加されました。
なお、二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること。

5 罰則（第14条） ※罰則変更
その罰則額を罰則額表に示す事項を改正しました。

改正前	改正後
1 酒酔いや酒気帯び状態にある者が、二輪ボート等を走行することの禁止（第7条）	1 酒酔いや酒気帯び状態にある者が、二輪ボート等を走行することの禁止（第7条）
2 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	2 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
3 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	3 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
4 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	4 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
5 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	5 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
6 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	6 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
7 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	7 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
8 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	8 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
9 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	9 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
10 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	10 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
11 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	11 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
12 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	12 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
13 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	13 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
14 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	14 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
15 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	15 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
16 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	16 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
17 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	17 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
18 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	18 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
19 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	19 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
20 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	20 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
21 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	21 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
22 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	22 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
23 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	23 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
24 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	24 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
25 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	25 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
26 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	26 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
27 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	27 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
28 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	28 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
29 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	29 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
30 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	30 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
31 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	31 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
32 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	32 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
33 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	33 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
34 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	34 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
35 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	35 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
36 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	36 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
37 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	37 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
38 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	38 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
39 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	39 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
40 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	40 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
41 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	41 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
42 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	42 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
43 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	43 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
44 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	44 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
45 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	45 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
46 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	46 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
47 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	47 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
48 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	48 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
49 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	49 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
50 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	50 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
51 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	51 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
52 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	52 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
53 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	53 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
54 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	54 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
55 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	55 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
56 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	56 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
57 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	57 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
58 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	58 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
59 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	59 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
60 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	60 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
61 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	61 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
62 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	62 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
63 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	63 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
64 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	64 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
65 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	65 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
66 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	66 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
67 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	67 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
68 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	68 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
69 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	69 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
70 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	70 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
71 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	71 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
72 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	72 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
73 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	73 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
74 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	74 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
75 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	75 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
76 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	76 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
77 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	77 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
78 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	78 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
79 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	79 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
80 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	80 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
81 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	81 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
82 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	82 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
83 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	83 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
84 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	84 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
85 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	85 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
86 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	86 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
87 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	87 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
88 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	88 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
89 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	89 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
90 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	90 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
91 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	91 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
92 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	92 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
93 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	93 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
94 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	94 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
95 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	95 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
96 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	96 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
97 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	97 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
98 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	98 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
99 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	99 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）
100 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）	100 二輪ボートの構造等に関する事項を遵守すること（第4条の2）

以上5点が主な改正点です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

茨城県警察

改正内容をまとめた茨城県警察のチラシ

2 『漁業あんぜんニュース』の刊行

県水産部局では海・湖沼・河川を問わず漁業の安全の向上を図り、事故を防止していくために、救命胴衣の着用推進をはじめとする、安全意識向上に向けた啓発や事故防止対策の検討を行っているところです。

そこで、漁政課では平成31年3月に「漁業あんぜんニュース」を刊行し、救命胴衣着用の意義や種類、着用上の注意といったより安全・快適に着こなすためのポイントと併せ、実際に県内で起きた事故例を参考に、操業の際の注意点を示しています。

漁業の安全向上と啓発にご活用いただくとともに、今後も有効な事故防止策、事故事例といった情報がありましたら、県水産部局あてお知らせいただければと存じます。



裾や脇のベルト・紐をしっかりと締めないと、顔や体が水没して危険です。

※詳細は以下でご確認いただけます。

漁政課HP <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/kikaku/siryou/index.html>

令和元(平成31)年度 漁業権の切替と知事許可漁業の一斉更新について

令和元(平成31)年度は、1種類の漁業権の切替、2種類の許可漁業の一斉更新が予定されています(下記の表を参照)。

【令和元(平成31)年度の漁業権の切替予定】

現行免許満了日	漁業の種類	漁業の名称
令和元年8月31日	第1種区画漁業	小割式養殖業

第1種区画漁業(小割式養殖業)を営まれている方は、所属漁協から案内がありますので、ご注意願います。

【令和元(平成31)年度の漁業許可の一斉更新予定】

許可有効期間満了日	漁業の名称	漁業種類(地方名称)
令和元年7月20日	小型機船底びき網漁業	その他の小型機船底びき網漁業 (わかさぎ・しらうおひき網漁業)
令和元年7月27日	建網漁業	ます網漁業 (張網漁業)

一斉更新にあたっては、許可有効期間満了日のおよそ2ヶ月前に各漁協事務局へ更新手続きに関する案内をいたします。申請漏れを防止するため、当該漁業の更新を希望される方は、所属漁協からのお知らせ等にご注意ください。

漁船検認に関するお知らせ事項**●漁船検認とは・・・**

漁船検認とは、漁船法第13条の規定に基づき、漁船登録票の記載内容と実際の漁船が一致しているか定期的(5年ごと)に検査するもので、以下の(1)～(3)に不備があると受検できません。

- (1) 漁船登録票(登録票が見つからない場合、所有者・使用者の住所氏名等に変更がある場合、機関換装を行った後に登録変更をしていない場合は、受検に間に合うよう登録票の再交付や変更登録を済ませておいてください。)
- (2) 推進機関(盗難防止等のために船外機を取り外してある場合は受検場所まで持って来ててください。また、船内機船・船内外機船は、当日機関室の中を確認できるようにしておいてください。)
- (3) 漁船登録番号および船名の表示(かすれて見えないような場合は、はっきり見えるようにしておいてください。)

なお、船体の破損や著しい劣化により使用不可能と判断される場合は検認はできませんので、適正な措置(修繕若しくは登録抹消手続)を行ってください。

●令和元(平成31)年度の漁船検認について

令和元(平成31)年度の実施予定は154隻で、平成26年度に検認または登録を行った漁船が対象となります。

検認の時期等につきましては、所属漁協を通じて連絡をいたしますので、受検漏れが発生しないようご協力をお願いいたします。

受賞おめでとうございます!!

◆ 平成30年度 茨城県水産製品品評会 ◆

茨城県水産製品品評会が、平成30年10月24日、すいさん会館（水戸市三の丸）にて開催されました。（茨城県水産物開発普及協会主催，茨城県後援）

この品評会は、本県水産加工業の発展と水産製品の品質向上を図るため、毎年開催されているもので、平成30年度の出品数は、霞ヶ浦北浦部門260点、沿海部門105点でした。

今年の霞ヶ浦北浦部門の特徴としては、豊漁であったワカサギ、シラウオ、エビ類の出品が多く見られたほか、仕上がりがきれいな製品、薄めの味付けや洋風にアレンジされた製品、農産物とうまく組み合わせた製品などが出品されていた点です。

これら数多くの出品の中から、霞ヶ浦北浦部門の農林水産大臣賞は㈱島田商店の「霞ヶ浦産わかさぎ柔らか煮」が受賞となりました。

この製品は、漁師が鮮度良く漁獲した霞ヶ浦産ワカサギだけを厳選し、時間をかけて焼き上げ、伝統のタレでじっくりと煮込むことで、魚の柔らかな食感と旨味、上品なタレの甘味が口いっぱいに広がる仕上がりとなっています。霞ヶ浦北浦を代表するワカサギを、手間を惜しまず、素材の存在感があふれる製品に仕上げた点が審査で高く評価されました。



農林水産大臣賞「霞ヶ浦産わかさぎ柔らか煮」



(株) 島田商店 島田 栄一 氏

表彰式は、平成30年12月7日、水戸プラザホテルにおいて行われ、賞状と記念品が授与されました。

その他の各賞の受賞者は次ページ一覧表のとおりです。

平成30年度茨城県水産製品品評会受賞者名簿（霞ヶ浦北浦部門）

区分	品名	氏名	住所	支部名
農林水産大臣賞	霞ヶ浦産わかさぎ柔らか煮	㈱島田商店	かすみがうら市牛渡2623-1	かすみがうら市
水産庁長官賞	わかさぎのコンフィー・常陸 野野菜ディップソース添え	小松屋食品㈱	土浦市蓮河原新町9-5	土 浦
	わ か さ ぎ 天 日 干 し	片波見商店 片波見 等	鹿嶋市谷原842-2	霞 ケ 浦
県知事賞	海 老 赤 煮	澤辺水産	土浦市沖宿町561	かすみがうら市
	若 さ ぎ 甘 露 煮	㈱大和屋商店 代表取締役 小沼 由男	潮来市水原100	霞 ケ 浦
	し ら す く る み 佃 煮	友常水産	行方市白浜179	北 浦
県議会議長賞	白 魚 佃 煮	山下商店 山下 清	稲敷市浮島4412	霞 ケ 浦 湖 南
大日本水産会長賞	し ら う お 煮 干	㈱中村商店	かすみがうら市坂3-1	かすみがうら市
全水加工連会長賞	ち り め ん 山 椒	㈱はしもと 代表取締役 橋本 篤知	行方市富田76-1	霞 ケ 浦
県農林水産部長賞	し ら す く る み	小沼水産㈱	かすみがうら市田伏470-2	かすみがうら市
	ソ フ ト 若 さ ぎ	平山商店	鹿嶋市武井165-2	北 浦
	わ か さ ぎ 佃 煮	中泉商店 中泉 義美	稲敷郡美浦村馬掛647	霞 ケ 浦 湖 南
	小 え び 佃 煮	㈱田中屋川魚店	土浦市川口1-5-9	土 浦
県加工連会長賞	海 老 佃 煮	㈱安部	かすみがうら市牛渡2716-8	かすみがうら市
	カ ラ ー イ し ら う お 佃 煮	㈱原田水産 取締役社長 原田 静男	小美玉市高崎855	霞 ケ 浦
	え び 佃 煮	相川水産	鉾田市江川276	北 浦
	白 魚 の 煮 干	箕輪名産店	土浦市大和町7-22	土 浦
県農林水産 振興協議会長賞	わ か さ ぎ 甘 露 煮	㈱富田商店	稲敷郡美浦村馬掛496	霞 ケ 浦 湖 南
霞ヶ浦北浦水産 振興協議会長賞	わ か さ ぎ 煮 干	㈱出羽屋	かすみがうら市加茂3385	かすみがうら市
	若 さ ぎ 佃 煮	松澤商店 松澤 富美雄	行方市富田224-3	霞 ケ 浦
	わ か さ ぎ 佃 煮	和泉屋商店	潮来市水原448-1	北 浦
	白 魚 煮 干	山下川魚店 山下 一夫	稲敷市下馬渡923-24	霞 ケ 浦 湖 南
	海 老 佃 煮	鈴木 泰夫	土浦市大和町6-8	土 浦
県水産物 開発普及協会会長賞	あ さ り 佃 煮	㈱やまと水産	土浦市沖宿町742-2	かすみがうら市
	わ か さ ぎ 甘 露 煮	永作光商店 永作 行伸	行方市麻生332	霞 ケ 浦

お知らせ

令和元(平成31)年度 茨城県水産機関担当者一覧(所属長等)

所属組織名称	役職名	氏 名
霞ヶ浦北浦水産事務所	所 長	中 村 丈 夫
	漁業調整課長	星 野 尚 重
	振興課長	渡 邊 尚 明
	指導課長	黒 山 忠 明
水産試験場内水面支場	技佐兼支場長	谷 村 明 俊(新)
	内水面資源部長	根 本 隆 夫
	増養殖部長	荒 井 将 人
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	事務局長	柳 田 洋 一

～ホームページを活用して下さい～

当協議会のホームページには、霞ヶ浦北浦の水産業振興に関わるイベント開催などの情報を掲載するコーナーがございますので、チラシ掲載などのご希望がございましたら、事務局までご相談ください。

○ ご意見・投稿募集 ○

「霞ヶ浦北浦地区の水産業界の情報共有誌」としてより良いものにするため漁協等関係機関の皆様からのご意見・投稿などを募集しております。

【連絡先】 霞ヶ浦北浦水産振興協議会事務局
〒300-0051 土浦市真鍋5丁目17番26号
(茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所内)
電 話 029(822)7285
FAX 029(822)0848
ホームページアドレス <http://www.kasumikita-sinkou.jp/>